

○大田区手数料条例

昭和32年12月 2 日

条例第24号

別表第 2 （第 2 条関係）

項	事務	名称及び額（1 件につき）				徴収時期
1	都市の低炭素化の促進に関する法（平成24年法律第84号）第54条	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の（1）及び（2）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1律（平成24の72の項の1 から 3 までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表7号。以下この表において「法」とい基について同表72の項の6 に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料う。）第54条を加えた額）				認定申請のとき
	第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	（1）申請に併せて区分を有しないものに限る。以下この表及び別表第3において同じ。）	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分）	5,800円		
		（2）申請に併せて区分を有しないものに限る。以下この表及び別表第3において同じ。）	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分）	11,300円		
		（3）申請に併せて区分を有しないものに限る。以下この表及び別表第3において同じ。）	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分）	23,800円		

				平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円
			非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が	149,000円

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
	(2) (1) 以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）を基準省令第10条第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

				の外皮性能を基準 省令第10条第2号 イ(1)の基準によ り評価し、一次エネ ルギー消費量に係 る基準への適合を 誘導仕様基準によ り評価する方法を いう。以下この表並 びに別表第3の4 の項及び5の項に おいて同じ。)によ る場合		
				標準計算法(基準省 令第10条第2号イ (1)及び同号ロ (1)の基準により 評価する方法をい う。以下この表並 びに別表第3の4 の項及び5の項に おいて同じ。)による 場合	当該部分の床 面積の合計が2 00平方メート ル未満のもの	40,200円
					当該部分の床 面積の合計が2 00平方メート ル以上のもの	44,900円
		一戸建て住 宅以外の建 築物	住宅部 分	誘導仕様基 準による場 合	当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル未満のもの	38,700円
					当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル以上2,000平 方メートル未 満のもの	66,900円
					当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メー	120,000円

					トル以上5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が3	81,000円

					00平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
非住宅部分	モデル建物 法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ（1）の屋内 周囲空間の年間熱負荷	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				129,000円
		当該部分の床面積の合計が				171,000円

				(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとす	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
				て国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
				標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基準とした一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	434,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円

					項において 同じ。)によ る場合	当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの	615,000円	
						当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル 未満のもの	758,000円	
						当該部分の床 面積の合計が1 0,000平方メー トルのもの	896,000円	
2	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)						
		(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出され	一戸建て住宅				4,100円	変更認定申請のとき
			一戸建住宅以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未		16,700円	

		た場合		満のもの	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
				当該部分の床	66,100円

				面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
	(2) (1) 以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
				当該部分の床	31,500円

				面積の合計が200平方メートル以上のもの	
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が	122,000円

					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
非住宅部分	モデル建物 法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円

					標準入力法 等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円	
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円	